

ゴルフ場における農薬適正使用一覧

農薬の使用基準は、平成20年2月1日現在の内容に基づきます。
農薬を使用する際には、もう一度農薬のラベルを確認しましょう。

長野県
平成20年3月

目 次

農作物病害虫・雑草防除基準活用上留意する事項	1
特別指導事項	4
殺菌剤・殺虫剤	7
除草剤	16
植物成長調節剤	22
資 料	
農薬希釈換算表	24
展着剤	25
農薬登録における作物名(芝・樹木のみ)	27
付 録 - 芝に登録のある農薬一覧 -	
殺菌剤	30
殺虫剤	44
除草剤	51
植物成長調節剤・その他	66

農作物病害虫・雑草防除基準活用上留意する事項

病害虫や雑草の防除は、排水対策、伝染源植物の除去等により病害虫の発生しにくいほ場環境を整え(予防的措置)、病害虫発生予察情報等の活用により地域の発生消長等の的確な把握に基づき(判断)、品種の選定、作型、輪作、施肥等の耕種的方法と、生物的防除(天敵等)、物理的防除(粘着板等)又は化学的防除(化学農薬)による防除方法を組合せて総合的に推進すること(総合的病害虫・雑草管理:IPM)によって、その目的が効率的に達成できる。

この防除基準は、これらの基本的な事項を前提に、主として農薬による防除について農薬取締法等の規定に準拠することはもとより、県の関係試験研究機関等によって確認された事項に検討を加えて設定したものである。

従って、この防除基準を活用するに当たっては、農薬使用基準の遵守、農薬の安全使用の確保及び体系的な防除の実施等に特に留意し、総合的防除対策の推進に基づく農作物の安定生産が図られるよう期待する。

1 防除基準の活用と農薬の適正使用

- (1) 病害虫防除は、病害虫発生予察情報の活用による効率の高い総合防除計画に基づき実施する。
- (2) 農薬使用基準(適用作物、使用濃度(量)、使用時期、使用回数)は、農薬登録内容に基づいて設定しているので、これを遵守する。なお、農薬を使用する際は、登録内容を確認するとともに、使用上の注意事項に留意のうえ、農薬使用者の責任において使用すること。
適用作物が「野菜類」等の場合には、資料の「農薬登録における適用作物」に含まれる作物の範囲を確認してから農薬を使用すること。
また、本防除基準には食用とする花き(きく、ばら等)に関する記載はない。食用とする花きに農薬を使用する場合には、農薬ラベルに「食用ぎく」などの記載のある農薬を適正に使用すること。
- (3) 使用農薬の特性、使用方法、注意事項等、ラベルを良く読んで確認し、適正に使用する。
なお、使用時期の「収穫前日まで」とは収穫の24時間前までを言う。
- (4) 水田に施用する農薬は、止水期間を1週間程度とし、水田外への農薬流出防止を図る。
- (5) 農薬は、効果と安全性に留意して選定してあるが、使用時の危被害防止に十分配慮する。
- (6) 農作物の薬害は、作物(品種)、栽培法、調合法、散布法、気象条件等によって発生の差が大きいので注意する。
- (7) この基準は、地域性を生かした防除暦作成等の資料として活用する。
- (8) 各作物に掲載されている農薬の適用一覧表における(-)又は(-)(適用なし)は、両者とも設定されていないことを示す。(農薬登録の内容をそのまま記載)
- (9) 農薬使用基準は平成20年2月1日現在とした。

2 農薬の使用に伴う危被害の防止

農薬事故は使用者の不注意と保管管理の不備から発生することが多いので、次の事項を総点検する。

また、住宅地等(学校、保育所、病院、公園、街路樹等を含む)において農薬を使用する場合は、農薬飛散による人畜への危害を防ぐことに努め、農薬散布の前には近隣住民等への周知を行うこと。特に、近くに学校、通学路がある場合には、農薬散布時間帯に注意するとともに、危被害防止対策を徹底すること。このため、防除対策として耕種的、生物的並びに物理的防除方法を積極的に活用すること。

- (1) 防除計画
 - 1) 防除計画を立て必要量を事前に準備する。
 - 2) 毒物、劇物農薬の購入には必ず印鑑を持参する。
- (2) 散布前点検
 - 1) 防除機具、防除衣等必要機材が完全に整備できているか点検する。
 - 2) 防除作業者の健康状態やアレルギー等の特異体質に注意する。
 - 3) 防除予定地周囲の作物、飼育動物、住宅、水路等を点検し、必要に応じて事前に関係者と協議する。
- (3) 調剤～散布時点検
 - 1) 適正な薬液濃度、散布量を確保し、残液のでないよう調剤する。
 - 2) 散布作業は、作業形態に見合った防護装備で実施し、農薬の吸入や皮膚への付着等ができるだけ少なく抑えられるよう散布時間、気象条件の変化等に注意し、無理な作業は避ける。
 - 3) 風のない時間帯に散布を行うなどにより、農薬の飛散を防止する。
 - 4) 住宅地周辺での農薬散布をできるだけ控えるなど、農薬が飛散することを防止すること。
 - 5) 作業中は、タバコ等を口にしない。
 - 6) 誤って農薬が口や眼に入ったときは流水で洗うとともに、身体に異常を感じた場合は、ただちに作業を中止して医師の手当を受ける。
 - 7) 近くに人がいないこと（特に子供が遊んでいないこと）、自動車が止まっていないことを確認するなど、周囲に注意して撒布する。
- (4) 散布後点検
 - 1) 散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用する。
 - 2) 散布後はすみやかに身体を洗うなどして付着農薬を除去し着衣を取り替える。
 - 3) 農薬散布経過を必ず記録して、以後の防除計画に活用する。
- (5) 農薬の保管管理等
 - 1) 農薬は保管庫に収納して常時施錠して保管する。また「農薬保管庫」と表示するほか毒物、劇物農薬を保管する場合は「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」と表示する。
毒物、劇物農薬等が万一紛失、又は盗難にあったときは、ただちに警察署・保健所に届け出る。
 - 2) 農薬の空容器、空袋等の処理は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行うこと。
地域において不用農薬や空容器等の回収事業が実施される場合には、積極的に参加して適正な処理に努めるとともに、不用農薬等を長期間保管しないようにすること。
- (6) その他
 - 1) 特別指導事項をよく読み、農薬使用における危被害防止に努める。
 - 2) 販売禁止農薬(別表 販売禁止農薬一覧)参照
 - 3) 種苗業者にあつては、食用及び飼料の用に供される農作物等(果樹を除く)の種苗であつて、農薬を使用したものについては、農薬を使用した旨並びに使用した農薬の有効成分の種類と種類毎の使用回数を記載する(詳細は、種苗法を確認のこと)。

(別表) 販売禁止農薬一覧

農薬	用途	登録年	失効年	主な商品名	備考
ガンマBHC	殺虫剤	昭和24年	昭和46年	BHC	
DDT	殺虫剤	昭和23年	昭和46年	DDT	
エンドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	エンドリン	
ディルドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	ディルドリン	
アルドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	アルドリン	
クロルデン	殺虫剤	昭和25年	昭和43年	クロールデン	
ヘプタクロル	殺虫剤	昭和32年	昭和50年	ヘプタ	
ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤				登録実績なし
マイレックス	殺虫剤				登録実績なし
トキサフェン	殺菌剤				登録実績なし
パラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和47年	ホリドールエチル	急性毒性が強く使用者の事故多発
メチルパラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和46年	ホリドール	急性毒性が強く使用者の事故多発
TEPP	殺虫剤	昭和25年	昭和44年	テップ	急性毒性が強く使用者の事故多発
水銀剤	殺菌剤	昭和23年	昭和48年	セレサン	人体への毒性
砒酸鉛	殺虫剤	昭和23年	昭和53年	砒酸鉛	作物残留性
2,4,5-T	除草剤	昭和39年	昭和50年	ウィードン2,4,5,T	催奇形性等の疑い
CNP	除草剤	昭和40年	平成8年	MO	ダイオキシン含有
PCP	除草剤 殺菌剤	昭和30年	平成2年	アビトン	ダイオキシン含有
PCNB	殺菌剤	昭和33年	平成12年	PCNB	ダイオキシン含有
ダイホルタン	殺菌剤	昭和39年	平成元年	ダイホルタン	食品規格でADI設定不可 (発ガン性の疑い)
ブリクトラン	殺虫剤	昭和47年	昭和62年	ブリクトラン	食品規格でADI設定不可 (催奇形性の疑い)
ケルセン	殺虫剤	昭和31年	平成16年	ケルセン	第1種特定化学物質
ベンゾエピン	殺虫剤	昭和35年	平成22年	マリックス、チオダン	POPs物質

注1) 平成15年3月5日農林水産省令第11号 (改正:平成24年3月30日 農林水産省令第22号)

2) 農薬取締法第9条に基づく販売禁止農薬は、同法第11条により使用を禁止されている。

特別指導事項

本県の地形・水系等地勢上の問題、農産物、養蚕、養魚、養蜂等の農業生産実態を考慮して、水質汚濁性農薬や特異な毒性作用のある農薬、あるいは広域防除の実施、その他農薬の安全使用を確保するため、次の規制事項及び特別指導事項を設ける。以下の事項に該当する農薬の使用は特に注意すること。

1 水質汚濁性農薬〔CAT剤（シマジン）〕は、魚類等に対して特に毒性が強いなどのため使用しない。

2 作業者に対する農薬使用上の危被害防止対策について

- (1) メソミル剤（ランネート）は、吸入毒性が強いので、散布中は風向きなどに注意し、必ずマスクを着用して噴霧を吸入しないように作業すること。なお、ハウス内や噴霧のこもり易い場所では、危険であるので使用しないこと。

本剤は、腰より低い作物でノズルを下に向けて散布する。

- (2) 合成ピレスロイド剤（アーデント水和剤、アグロスリン水和剤・乳剤、アディオン水和剤・フロアブル・乳剤、サイハロン水和剤、シクロサールU粒剤2、シクロパック粒剤、スカウトフロアブル・乳剤、スミナイス乳剤、スミロディー水和剤、テルスター水和剤、トレボン粉剤DL・水和剤・乳剤・粒剤・サーフ、なげこみトレボン、ハクサップ水和剤、バイスロイドEW、パーマチオン水和剤、ペイオフME液剤、ベジホン乳剤、マブリック水和剤20・EW、マブリックナック水和剤、ロディー水和剤）は、種類や人によって鼻、のど、皮膚などを刺激し、くしゃみやかぶれが出ることがあるので、使用に当たっては十分注意すること。作業はマスクを着用し、皮膚の露出をできるだけ少なくすること。

3 魚類に対する農薬使用上の危被害防止対策について

農薬は魚類に対し毒性の強いものが多いので、養魚池等の付近では使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、水系等を考慮の上、地域の関係者と十分協議し、低毒性のものを選んで使用するとともに、次の事項等に配慮して危被害の未然防止に努めること。

- (1) 広範囲に農薬を使用する場合には、散布前日から養魚の餌止めをしておくとともに、散布された薬剤が水路を通じて養魚池等へ流入しないよう十分な防止策を講ずること。
- (2) 粒剤、粉剤は魚が摂取することがあるので、散布に当たっては養魚池等に飛散することのないよう注意すること。
- (3) 野菜、果樹等畑作物に使用した場合であっても、降雨によって養魚池等へ流入しないよう注意すること。また、水田では降雨等増水による畦越に注意すること。
- (4) 農薬の空袋・空びん・残液等の処理または防除機械・機具・農薬散布した育苗箱の洗浄は水路、河川等では絶対に行わないこと。
- (5) 種子消毒の残液は農薬廃液処理装置を用いて処理するか、産業廃棄物処理業者に処分を依頼すること。
- (6) 急性毒性が弱い薬剤であっても慢性毒性の極めて強いものがあるので注意すること。
- (7) モリネート剤（マメットSM等）は、魚類に対する慢性毒性が強いことから供給自主規制地域が定められている。また、それ以外の地域でも使用する場合は危被害防止に万全を期すこと。（「モリネート系除草剤 供給自主規制地域」を参照）

モリネート系除草剤供給自主規制地域

該 当 す る 地 域	
供給自主規制地域	松本市、上田市（塩田）、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ケ根市、大町市、飯山市（富倉）、茅野市、塩尻市、佐久市（望月、印内、春日、協和、茂田井を除く）、千曲市（杭瀬下）、安曇野市、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、波田町、筑北村（坂井を除く）、生坂村、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町
使用可能地域	長野市、上田市（塩田を除く）、須坂市、小諸市、中野市、飯山市（富倉を除く）、千曲市（杭瀬下を除く）、東御市、佐久市（望月、印内、春日、協和、茂田井のみ）、立科町、長和町、青木村、麻績村、筑北村（坂井のみ）、坂城町、小布施町、高山村、木島平村、信州新町、飯綱町、小川村、中条村、栄村

注）供給自主規制地域に該当しない場合であっても、モリネート系除草剤を使用する場合には、養魚、河川等における危被害を防止するため、注意の上使用すること。

(8) 合成ピレスロイド剤は、魚類及び甲殻類に対する毒性が極めて強いので、使用できる地域の指定があるのでこれ以外では使用しないこと(別表1～3参照)。なお、殺菌剤の有機塩素剤(キヤプタン、TPN)、有機銅、ジラム・チウラムなど、魚類に対して毒性が強い(魚毒性C類又はB-s類に分類される)剤についても使用に当たって特に注意すること(魚毒性の分類については、資料5.主要農薬の商品名と一般名及び毒性の一覧表参照)。また、使用に当たっては病虫害防除所、農業改良普及センター、市町村、農業協同組合、農薬販売店等へ照会して確認すること。

(9) シクロサルU粒剤2、シクロバック粒剤、トレボン粒剤・サーフ・なげこみトレボンは、魚類及び甲殻類への影響を避けるため、散布後の湛水日数を守り、水路に田面水が流出しないように十分注意すること。

4 蚕児に対する農薬使用上の危被害防止対策について

農薬は蚕児に対し毒性の強いものがあるほか、桑葉に付着して蚕児に影響を与える日数が長いものがあるので、養蚕地帯での農薬使用は慎重を期すとともに、広域防除等の実施に際しては、地域の関係者と十分協議し危被害の未然防止に努めること。

(1) カルタップ剤(パダンSG水溶剤・粉剤・粒剤4)、昆虫発育阻害(IGR)剤、ネオニコチノイド剤(アクタラ顆粒水溶剤・粒剤5、アドマイヤー水和剤・粒剤・フロアブル、ジノテフラン剤(アルバリン、スタークル)、ダントツ水溶剤・粒剤、バリアード顆粒水和剤、モスピラン水溶剤・粒剤)、合成ピレスロイド剤、合成ピレスロイド類似化合物(MR・ジョーカー粉剤DL・水和剤)、チオシクラム剤(エピセクト水和剤)、チオジカルブ・アラニカルブ剤(ラーピン水和剤75・フロアブル、オリオン水和剤40)、その他(アフーム乳剤、コロマイト乳剤、スピノエース顆粒水和剤・フロアブル、バロックフロアブル、フェニックス顆粒水和剤、プレオフロアブル、ハチハチ、ボタニガードES)は、極微量でも蚕に被

害を与えるので、養蚕地帯では特に注意すること。桑葉汚染の場合、110日以上も毒性の残る剤がある（「農薬が蚕に薬害のなくなる安全基準日数」を参照）。

- (2) 合成ピレスロイド剤・昆虫発育阻害（IGR）剤・BT剤（生菌製剤）は、蚕児に対する毒性が極めて強く、作物や剤によっては使用できる地域の指定があるので、これ以外では使用しないこと（別表1~4参照）。また、使用に当たっては病害虫防除所、農業改良普及センター、市町村、農業協同組合、農薬販売店へ照会して確認すること。
- (3) シクロサルルU粒剤 2、トレボン粒剤は、桑園に隣接する水田では絶対に使用しないこと。本剤を散布する水田と桑園との間は20m以上の間隔をとること。
- (4) アドマイヤー箱粒剤、エムシロン042、シクロパック粒剤、トレボンサーフ、なげこみトレボンは、通常の処理方法では飛散の危険性がないが、有効成分の蚕毒が強いため、使用方法を厳守する。

5 ミツバチに対する農薬使用上の危被害防止対策について

ミツバチは農薬に極めて敏感であるので、防除の実施に際しては、養蜂の実態を十分把握しておくこと。特に、広域防除を計画する場合は、地方事務所農政課、市町村、各地区の養蜂協会と密接な連絡を保ち、養蜂業者と十分協議して危被害の未然防止に努めること。

(1) 養蜂について

- ・養蜂業者が飼養を行う場所等の情報は、地方事務所農政課、市町村、各地区の養蜂協会を確認する。
- ・採みつ時期は、以下を参考にする。

植物名	採みつ時期	植物名	採みつ時期
りんご	4月下旬～5月中旬	ニセアカシア	5月上旬～7月下旬
そば	8月下旬～9月中旬	トチ	5月上旬～6月下旬
なし	4月中旬～5月中旬	もも	4月中旬～5月上旬
くり	5月上旬～7月下旬		

注) この他、あんず等でも採みつが行われることがある。採みつの時期は、気象条件などにより前後する場合がある。また、対象植物は、この限りではない。

(2) 農薬の使用にあたって

- ・農薬の使用上の注意をよく読むこと。特に、ミツバチに影響があるとされる農薬の使用にあたっては注意する。また、ミツバチが活動している時（気温がおおむね13～30となる時間）の農薬散布は、特に注意する。
- ・農薬の飛散が無いようにする。特に広域に一斉に農薬を散布する場合には、注意する。また、地形により風向き、風速は複雑に変化することがあるので注意する。
- ・採みつ時期には、みつ源となる植物には農薬がかかることが無いように注意する。
- ・みつ源となる植物の生育状態等により、本来みつ源にならないとされる稲等にも花粉を求めて訪花することがあるので、農薬の使用にあたって留意する。

6 パラコート剤を含む除草剤（プリグロックスL、マイゼット）は、毒物及び劇物取締法による毒物であるので保管管理を徹底するとともに、使用時の防護装備、薬剤の吸入、皮膚への付着等のないよう特に留意すること。